

誰のための公共事業? ハッ場ダム住民訴訟が結審 4年間の集大成が大法廷へ

「国交省のウソで固めたハッ場ダム」とは、週刊誌フライデー9月12日号に掲載された、横田一さんの記事の中の一節です。福田元首相の地元・群馬県に計画されているハッ場ダムの本質を端的に言い当てています（記事タイトルは『国会答弁で副大臣も「洪水被害軽減の根拠資料がない」と認めた！福田「無駄」ダム 国交省がついた「建設理由4つのウソ」』）。

ハッ場ダムの事業費総額8800億円（関連事業費・起債利子含む）のうち、東京都が負担する費用は約1200億円、新銀行ならぬ「慎」銀行東京救済のために費された400億円をはるかに上回る金額です。

このような巨額の税金を東京都がハッ場ダムのために支出することは、地方公共団体は「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めた地方財政法等に違反し違法であるとして、2004年、東京都民が東京都知事らを相手に訴えを起こしたのがハッ場ダム住民訴訟（東京裁判）です。住民訴訟に先立ち、監査請求をしようと呼びかけた際には、2100人もの方が監査請求人として参加しました。同時期に、東京都とならんでハッ場ダムの費用を負担させられる利根川流域の5県でも、監査請求を経て住民訴訟が提起されています。

裁判が始まったころ、被告東京都知事側は「この訴訟は政策論争を裁判にもちこむもので、住民訴訟の対象とならない」と主張していましたが、裁判所の主導で原告の請求の理由（ハッ場ダムの必要性など）が審理の主題となってからは、「ハッ場ダムは、東京都民を渇水被害、洪水被害から守るために必要不可欠な事業である」と主張しています。しかし、渇水や洪水に対し役に立たないハッ場ダムに税金をムダ遣いすることこそが、東京都の財政をますます悪化させ、東京都民の生活を脅かす違法な行為です。

提訴から4年間、原告や弁護士は、文書開示請求によって行政文書を手に入れたり、ダムの建設予定地周辺を巡見してダム建設による地すべり発生の危険性を検証したり、さらには利根川でどの程度堤防整備が進んでいるのか実際に確認するために利根川流域を巡見したり、という努力を重ねてきました。このような原告らの真実追究にかける熱意が伝わったことか、研究者等の専門家の方々のご助力を仰ぐことができ、現地巡見に同行して戴いたり、裁判所へ証拠提出するための意見書を執筆して戴いたり、さらには証人として証言して戴くことができたことは、原告の立証活動にとって大きな力となりました。

11月25日には、4年間の調査、立証活動の集大成が、東京地方裁判所の大法廷へ提出されます。来年3月までには判決が出る予定で、控訴審も含め、これが最後の本格的な弁論の機会となるかもしれません。ぜひ法廷へお越し戴き、これまでに明らかになったハッ場ダムの「ウソ」を確認して下さい。現代は監視社会といわれますが、市民による行政監視・司法監視はまだ不十分です。「いかげんな公金支出、いかげんな裁判は許さない」という市民の監視の目で、民主主義を実現しましょう。（西島）

・・・いよいよ結審

11月25日(火)
午後1時30分～2時30分
東京地裁1階103号法廷

90人の大法廷をいっぱいにし、東京弁護団が心血を注いだ最終弁論をぜひ傍聴して下さい！
 裁判後は弁護士会館ロビーで説明会を開催する予定です。

「環境」と「地盤の危険性」の証人尋問 ～ダム の 地 元、群 馬 県 前 橋 地 裁 に て～

東京で行われた利水の証人尋問については本誌14号、茨城と東京で行われた治水の証人尋問については15号でお知らせした通りですが、9月5日、前橋地裁で行われた、環境と、地盤の危険性に関する証人尋問の調書も、東京地裁に提出しました。その前橋地裁での専門家証人の力強い証言の様子を、茨城の会の神原禮二さんが報告されているので、以下に転載させていただきます。

(ハッ場ダム住民訴訟通信-43より、一部要約)

環境：花輪伸一氏証言

ハッ場ダムの環境評価は「1978年技術指針案」を基に、1985年度に実施され、国はこの85年アセスをもとに事業を進めているが、それよりも厳密な「環境影響評価法」が1999年に施行されたにもかかわらず、国は改めてアセスメントをしていない。世界自然保護基金(WWF)ジャパン事務局長を務める花輪氏は、「環境への影響はほとんどない」とする「85アセス書」の全体像を次のように批判した。

「85アセス書」は75頁であるが、その命である「環境の予測と評価」はわずか9頁、「環境保全対策」は2頁に過ぎない。現地調査も文献調査も不十分であり、環境や生物への影響予測も科学的でなく、保全対策も杜撰である。

また、水質、地形・地質、植物、動物、自然景観の各項目について、そのおざなりな調査内容、具体性の乏しさを指摘している。たとえば、ダム湖による影響、水位変動の予測をしないまま、陸上・湖面付近の植物は影響ない、水中植物は変化に対応した植生が形成される、と1頁弱で片付けている。花輪氏は「初めから結論ありきのアセスメントは、その名に値しない」と切って捨てた。

ダムサイト岩盤の危険性：坂巻幸雄氏証言

坂巻氏は、元通商産業省工業技術院地質調査所所員、現日本科学者会議災害問題研究会委員という応用地質の第一人者。ハッ場ダム予定地に足を運ぶこと4回、さらに国土交通省の調査報告書を読み込み、脆弱な岩盤の恐ろしさと国土交通省のご都合主義と無謀さに警告を発した。

- ① 国は昭和45年から調査を重ねているが、データは豊富になりながら、その意味するところの解釈は年ごとに薄まっている。不都合なデータがどんどん出てくるからだ。
- ② 岩盤の割れ目の透水性を表す「ルジオン値」というものがあるが、かつてルジオン値1は危険としていたものを、平成10年に変更してルジオン値10まで広げてしまった。ハッ場ダムをはじめ、危険な場所に何としてもダムを作りたいからと思われる。
- ③ ダムサイト左岸の岩盤の劣悪なところを、国は専門用語を避けて「擾乱帯」としている。本来は「断層」あるいは「断層破碎帯」と呼ぶものだ。影響を小さくする意図が見える。
- ④ 温泉や火山ガスの熱によって岩がボロボロになる「熱変質帯」が多数分布しているが、大半は工事の進行により表土が剥がされて発見されたものだ。今後さらに多くの熱変質帯が見つかるだろう。
- ⑤ ダムサイト直下の左岸に露出している巨大な断層は、火山活動や地層の変動で生じた“親断層”と言えるもので、子や孫の断層が無数に分布している。国は親断層を無視し、孫断層だけを対策の対象としているが、多分政治的判断だろう。
- ⑥ ダム本体の真下にルジオン値30～40以上の水平方向の割れ目がある。ダムに水を溜めると水圧が上がり、水が浸透し堤体に浮力が働く。極めて危険な事態が起こる可能性がある。坂巻氏は「少なくとも私が決定する立場なら、恐ろしくて、(こんな場所にダムは)よう決定しない」と証言を締めくくった。

地滑りの危険性：奥西一夫氏証言

奥西氏は、試験湛水と同時に地滑りを起こした「大滝ダム」の調査研究など、地滑り災害研究の最高権威。地滑りの危険を過小評価する国の姿勢を厳しく糾弾した。

■**二社平**…ここはハッ場安山岩層の下に温井層が貫入した極めて不安定な斜面だ。滑落崖は絶壁になり直下は崩落した巨岩が累々とある。ところが国は主要な滑落崖を地すべり範囲からはずして対策を講じている。押さえ盛土の量から地すべり範囲を決めたとは思えない。

■**林地区勝沼**…滑落崖が階段状に連なる有数の地すべり地帯。平成10年には吾妻川に沿う国道とJR吾妻線が川側に幅400m奥行き400mに亘って押し出された。群馬県は斜面には幾つもの集水井(水抜き井戸)を設置し、国道の下には無数のアンカーボルトを打ち込む対策を講じた。しかし国はこれを無視して地すべり対策の対象からはずしてしまった。

■**横壁地区白岩沢**…ここでは、林層という脆い地層を不動岩が下から突き破るように貫入している。国は幾つものボーリング調査をしているが、強度の高い試料を用い低いものは排除して、この地域を対策の対象からはずしてしまった。付近に人家がないという理由だが、脆弱な斜面がすべると後方に滑落崖ができる。その上部は当然不安定になり、大崩落を起こす危険性は否定できない。

■**横壁地区小倉**…平成10年、この地域は幅100mに亘って地すべりを起こした。国はこれを見逃している。ボーリングによる調査が少なく、地質構造を十分に解明できなかったからだ。

奥西氏は、馬てい型の地形からわかる「古期地すべり」への対策はゼロに近い、ダムに湛水することによって周辺の斜面にとって歴史的にも経験のないことだ、湛水すれば何が起きても不思議はない、林地区で言えば「調査の結果、ダム湖を埋め尽くすほどの盛土が必要、と出ても、それは受入れなければならぬ」と淡々と結んだ。



▲地すべり土塊最上部の崩落岩塊の状態
直径2mを越える岩塊が積み重なっている

洪水予測では安全側を見るとして過大に見積もる国が肝心のダム工事では、危険を無視して安上がりに、安上がりに対策を講じています。人命を軽視する国のご都合主義、無責任は犯罪的です。

ハッ場ダムは、国道やJR吾妻線の付替え工事などの付帯工事で総事業費4600億円の大半を使い果たし、ダム本体の工事費は全体の10%にも満たない429億円しかありません。その為か「思いのほか地質がいい」と、地すべり対策費を削り始めました。これ以上伸ばせない工期と、「事業費の増額はしない」と大見得を切った手前、「何が何でも作ってしまおう」という底意が見え見えます。人の命を軽視するこのご都合主義は断じて許せません。

☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆

＝各地の裁判日程＝

千葉県	11月11日(火) 10:30～	千葉地裁 404号室	進行協議
栃木県	12月25日(木) 11:00～	宇都宮地裁 302号法廷	口頭弁論
埼玉県	1月14日(水) 11:00～	さいたま地裁 105号法廷	口頭弁論
茨城県	1月21日(水) 11:40～	水戸地裁 301号法廷	結審
群馬県	1月23日(金) 13:30～	前橋地裁 21号法廷	結審
宇都宮市	1月27日(水) 13:15～	宇都宮地裁 302号法廷	判決

都議会で議論を！

「2003年の水需要予測は誤り！ 早急に見直しを！」

八ッ場ダム事業では、東京都は八ッ場ダムによって水道用水新規水源確保（利水目的）と洪水被害防御（治水目的）という利益を得ることになっています。これらの受益のために東京都が公金を支出していることを違法として中止させることがこの裁判の一番の目的です。

特に新規水源を求めることについては東京都の自由意思によることなので、東京都が不要と判断すればいつでも新規水利権要求を取り下げることができます。東京都は2013年度の一日最大配水量を600万m³と2003年に予測し、10年に1度の渇水があると供給能力（保有水源水量）が不足するとして、「新規水利権が必要」としています。この被告・東京都の主張の虚構を私たちは21回の裁判を通じて明らかにしてきました。

東京都の水需給予測の虚構を都議会で明らかにし、東京都の姿勢を改めさせることができれば、東京都は八ッ場ダムに新規水利権を求めることを中止せざるを得なくなります。それは八ッ場ダム訴訟東京版の勝訴を意味します。八ッ場ダム訴訟の結審・勝訴判決にむけて、裁判の場だけでなく、都議会の中でなんとかこのような動きを作りたい、ということで都議会の民主党と生活者ネットワークには9月16日に、共産党と無所属の皆さんには10月10日に、水需給予測の虚構について説明させていただきました。

「水需給予測の虚構」として今回は、2003年予測の問題点を詳しく取り上げました。2003年予測は現状から大きく乖離しているため、都議会においても、なんども水需要予測の見直しが求められてきましたが、都は「その必要なし」と見直しを拒否し続けています。見直し要求を認めてしまえば、水需要予測の誤りが白日の下にさらされてしまうからです。この逃げを封じこめるためには2003年予測の誤りを科学的に且つ具体的に明らかにすることが一番と考え、検証しました。2003年予測の手法そのものが現在では通用しないこと、より科学的な手法で水需要予測を行ったところ2013年の一日最大配水量は600万m³より90万m³も少ない510万m³程度であること（グラフ参照）、などが明らかになりました。510万m³/日であれば八ッ場ダムに新規水利権を求める必要はまったくありません。

2003年予測の誤り、すなわち、2003年予測が過大予測になってしまったことの原因は、水使用の実態を解明することなしに予測を行ったことにあることが分かりました。1990年代の後半は節水意識の高揚と節水機器や節水装置の普及がはじまり、水使用量は明確に減少傾向にあります。この減少傾向を東京都の2003年予測では追随することができません。予測式に減少要因を取り込んでいないからです。大阪府と横浜市は2004年に水需要予測を行っていますが、二つとも節水効果を予測式に取り込んでいます。それゆえ、東京都の2003年予測とは異なり、上昇傾向ではなく減少傾向が予測されています。都議の皆さんが都議会において具体的な数値を証拠として提示して、都に対して2003年予測の誤りを認めさせることを期待します。

八ッ場ダムの問題点についてのこれまでの質問と今後の質問の予定は以下の通りです。

今後も、都議の皆さんとの連携を密にしたいものです。

都議の皆さんの応援と東京都の回答監視を目的に都議会・委員会の傍聴をしましょう。（遠藤）

○民主党

9月25日の代表質問で酒井大史議員、9月26日の一般質問で松下玲子議員が質問しました。

伊藤ゆう議員が、11月14日（金）13:00からの公営企業決算特別委員会（総括質疑）で質問予定。

○自治市民（富士敬子議員）

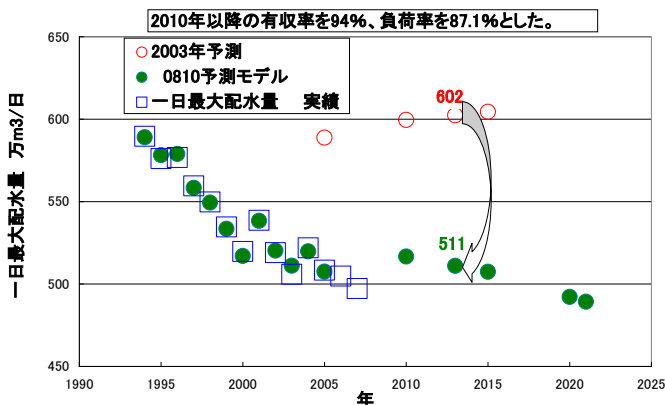
11月18日（火）13:00からの公営企業委員会（事務事業質疑 水道局・下水道局）で質問予定。

○共産党

10月27日：松村ともあき議員が決算委員会で水需要問題について追及しました。

今後、たぞえ民夫議員（公営企業委員会）か植木こうじ議員（都市整備委員会）が質問する予定。

図1 一日最大配水量 予測（0810モデルによる）



*0810 予測モデルは、横浜市が2004年に行った水需要予測で導入した「節水化率」を2003年予測モデルに適用して遠藤が作成した予測モデルです。

吾妻溪谷をつぶさないで

— 現地視察を目の当たりにして —

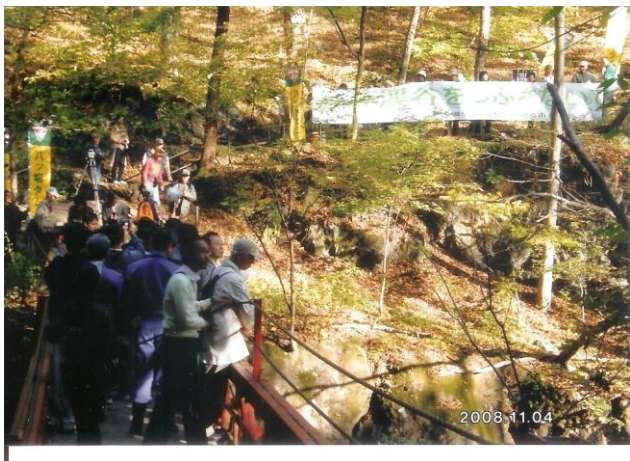
年明けの結審を控えた前橋地裁は、去る11月4日、4名の裁判官がダム予定地に入って、現地進行協議（視察）を行った。紅葉シーズンの最盛期、吾妻溪谷は秋の陽ざしに輝くばかりの美しさを見せていた。連休明けなのに川原湯温泉駅から溪谷へ通じる国道沿いは人と車で込み合っている。午後2時30分、定刻に到着した裁判官は直ちに八ッ場ダム建設事務所のマイクロバスに乗り換え、原告側・被告側も各10人が同乗して視察が始められた。まず鹿飛橋から、次いで二社平、ダムサイト、滝見橋の順に現場に立ち入り、約1時間半にわたって地質や地形、地すべりの危険性、環境の説明に耳を傾けた。予定時間を30分も超過する予想外の事態となったため、私たち原告達は駅前の沿道で待機していた（※）。

この日午後1時30分、各々、車や列車で駆けつけた参加者は地元群馬を始め千葉や埼玉、東京からも含めて、総勢50余名になった。視察のマイクロバスに乗る弁護士さん達を除く参加者は、2つのグループにまとまって、紅葉台駐車場と鹿飛橋まで移動し、裁判官ご一行様をお迎えしようということになった。移動の途中ではチラシを配布し、生活再建を求める署名活動も行った。鹿飛橋の対岸にたどり着き、ただひたすら、この美しい吾妻溪谷を破壊してほしくないという想いで、静かに待っていた20名の仲間たち。心は一つになっていた。

現地視察終了後、4時15分頃から始まった報告集会で、二社平では高橋弁護士が15分間も熱弁をふるったこと、滝見橋では溪谷の洪水調節機能や景観の保全について嶋津さんが訴えたなど、万全の準備が功を奏して、原告側説明は十分行えたと福田弁護士が報告された。



▲石仏たちが見下ろす代替地に行く

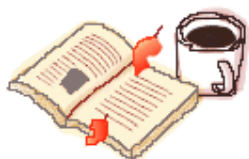


▲鹿飛橋を視察する裁判官ご一行

昨夜、私は久しぶりに川原湯温泉に泊まり、ムササビが餌を食べる姿を見物した。昼間、無残な造成地を見たショックが少しやわらいだ感がする光景である。金ピカのお堂や変わりはてた石仏達が見下ろす石ころだらけの造成地、あそこに豊かな暮らしや農業を営むことが出来るのだろうか。高台に無理やり移されて安置された仏たちは、21世紀のこの国のダム事業という名の蛮行と身勝手さを注視し続けているかのようなだった。せめてもの救いは、ムササビの宿に泊めてもらい、ひなびた佇まいと暖かいもてなしに心が洗われたことであった。（田中）

※裁判官ご一行のマイクロバスを迎えるために、駅前のお店の方にお断りしないまま、お店の前に並び、ご迷惑をおかけすることになったことは、当日も謝罪しましたが、重ねてお詫び申し上げます。

イベントの お知らせ



ハッ場ダム住民訴訟4周年報告集会

11月30日(日) 13:30～16:30 参加費 500円

日本青年館中ホール(地階・300人、

信濃町・千駄ヶ谷駅より10分)

松平晃さんトランペット演奏(13:25開始)

田中康夫さん講演「脱ダム宣言」は、脱ムダ宣言。

報告・かく闘えり! 弁護士・原告 他

ハッ場あしたの会学習会

ダムあり・ダムなし ハッ場現地の行く末は?

—ダム予定地の現状と長野原町の将来—

12月13日(土) ECOとしま(豊島区立生活産業プラザ)

8階多目的ホール

午後2時00分～4時半 資料代:500円

ゲスト:大和田 一紘

(都留文科大学講師、地方自治、環境政策、地方財政が専門)

牧山 明(長野原町議会議員、家業の酪農業に従事)



第4回

ハッ場ダムをストップさせる東京の会総会

日時:2009年2月8日(日)午後

会場:全水道会館(水道橋)

遠藤保男さんによる、東京都の水需要予測に関するお話もあります(本誌記事参照)。

詳細は追ってお知らせします。

ぜひ予定を空けておいてください。



総選挙に向けて

★マニフェストに明記!

ハッ場ダムをストップさせる各都県の会とハッ場あしたの会は連名で、野党各党の議員宛てに、<来たる総選挙の選挙公約(マニフェスト)に、「ハッ場ダム事業の中止とダム予定地域住民の生活再建支援」を明記し、ハッ場ダムストップと生活再建支援に取り組む>ことを求める要望書を、9月24日付けで送付しました。

その甲斐あって、民主党のマニフェストにハッ場ダム建設中止が明記され、また、共産党、社民党のマニフェストにも明記される予定とのことでした。

★アンケート実施予定

衆議院選挙の各候補予定者に、ハッ場ダムに関するアンケートを実施する予定です。質問状や回答の集計がニュースに掲載できない場合は、ハッ場ダム訴訟かハッ場あしたの会のHPに載せますので、ご覧下さい。

会費納入・カンパのお願い

私たちの活動は、皆さまの会費、カンパで支えられています。ご協力をお願いします。

会費:1000円/年 振替:00120-8-629740

ハッ場ダムをストップさせる東京の会